

北山緑化植物園 清涼飲料水自動販売機 設置仕様書

本仕様書は北山緑化植物園の敷地内に清涼飲料水の自動販売機を設置するために定める。

1. 設置場所及び数量

自動販売機を次の場所に 3 台設置する。

- ・西宮市北山町 1 番 1 号 北山緑化植物園内 緑の相談所横（屋外）

設置は各事業者 1 台とし、提案された納付率の最も高い事業者から順に選定する。また、設置位置は納付率の高い事業者から選択できることとする。なお、3 台の内、最も南側の 1 台（設置位置拡大図参照）は防犯カメラ付のものとする。

2. 設置要件

(1) 自動販売機本体

- ① 販売価格は標準価格を上回らないこと。
- ② 販売する種類については、缶、びん、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行わないこと。
- ③ 省エネタイプのノンフロン対応機種であること。
- ④ サイズは幅 90～120 c m、奥行 50～120 c m、高さ 180～190 c m とする。
- ⑤ 災害時に取り出しが可能な機種とすること。

(2) 空き容器回収ボックス

自動販売機設置事業者同士協力し、設置事業者の責任において既設の空き容器分別回収ボックスを適切に管理し、週 3 回以上、空き容器を回収・処分すること。

なお、回収ボックスに投入された容器は全て回収・処分すること。

(3) 電源の確保

自動販売機が使用する電源は既設のものを利用すること。これにあたり電気設備等工事が必要な場合は、工事内容を市と協議のうえ設置事業者の負担により実施すること。

(4) 自動販売機の維持管理

設置事業者の責任において、以下の内容を全て行うこと。

- ・ 24 時間体制のコールセンター等により、故障・消耗品の交換等の各種問い合わせに対応可能すること。
- ・ 設置期間中、故障・破損（故意及び使用者の重過失、天災等は除く）等があった場合は、機器の交換・修繕等は無償で行うこと。

3. 設置期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日までの 5 箇年とする。

4. 費用の負担

設置事業者は以下の(1)から(4)までの費用を負担すること。

(1) 使用料

西宮市都市公園条例第 11 条および同施行規則第 10 条 1 項(2)により算出する。

(参考) 令和 5 年度使用料 (1 m²/月額) : 32 円。(小数点以下は切捨て)

自動販売機及び回収箱等が対象。

(2) 電気使用料

自動販売機設置事業者は契約時、カタログ等で自動販売機の年間消費電力が記入されたものを提出し、年間消費電力を決定する。また電気使用料は年間消費電力を参考に算出した額とする。

(3) 販売手数料

自動販売機の売上金額に設置事業者が提案した納付率を乗じた額 (小数点以下は切捨て) とする。最低納付率は 18% とする。なお、防犯カメラ付の自動販売機にかかる最低納付率は 0% とする。

(4) 設置および維持管理経費

① 自動販売機の設置及び維持管理にかかる一切の経費。

② 設置期間終了後の原状回復にかかる経費。

5. 納付について

(1) 使用料

使用料は、市の請求に基づき、その指定する期日までに指定する納付書により納付すること。※年額を前納。全額前納となっているので保証人は不要。

(2) 電気使用料

電気使用料は市の請求に基づきその指定する期日までに納付書により納付すること。

※年額を後納。

(3) 販売手数料

売上状況を毎月ごとに取りまとめ半年ごとに売上報告書を提出し、本市の請求に基づき、その指定する期日までに指定する納付書により納付すること。

※半年ごとに後納。

6. 維持管理責任

(1) 自動販売機の維持管理

商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れがないよう努めること。

(2) 衛生管理

自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理および感染症対策については関係法令を遵守し徹底を図ること。

(3) 安全設置

自動販売機を設置するにあたっては、据え置き面を十分に確認したうえで安全に設置し、

JIS 規格「自動販売機—据付基準」及び一般社団法人日本自動販売システム機械工業会の定める「自動販売機据付基準」に基づくこと。

(4) 会社名・管理者名の表示

設置する自動販売機には販売・管理するものの会社名または管理者名を必ず明記すること。

(5) 防犯対策

自動販売機窃盗防止のため、防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。

(6) 苦情対応

自動販売機に関する苦情に対応すること。

7. 原状回復

設置事業者は、設置期間が満了、または市と事業者が締結する『北山緑化植物園に係る自動販売機設置についての覚書』が取り消された場合は、速やかに自己の責任において原状に回復し、市に返還すること。

ただし、市が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

8. その他

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、市担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

また、防犯カメラ付自動販売機にかかる画像データの取り扱いについては、『防犯カメラ付自動販売機における防犯カメラ及び画像データの管理運用に関する要領』に定めるものとする。

9. 問い合わせ先

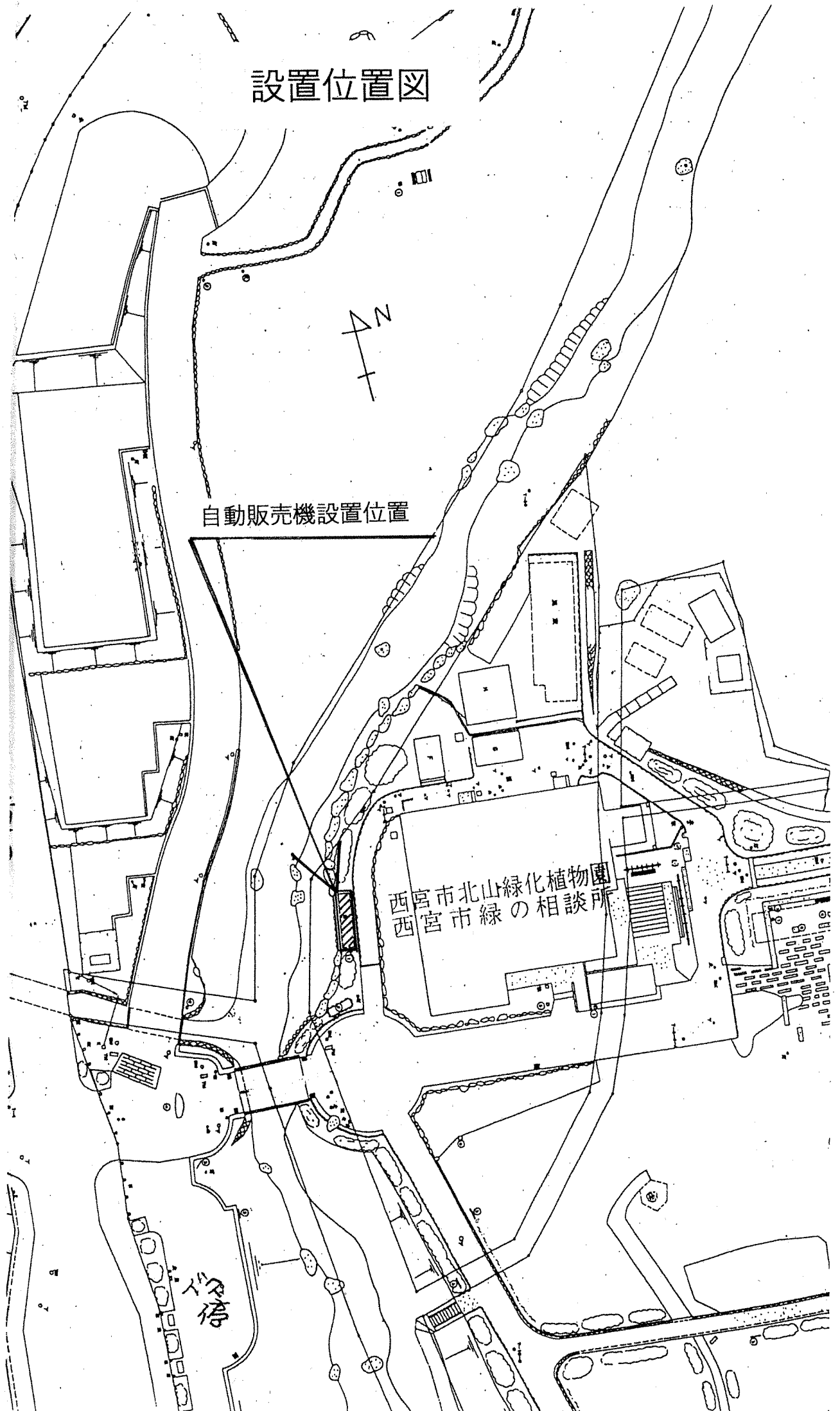
〒662-0091

西宮市北山町1番1号 北山緑化植物園

西宮市 花と緑の課 緑化植物園チーム 担当：河野

TEL：0798-74-5970 FAX：0798-71-2299

設置位置図

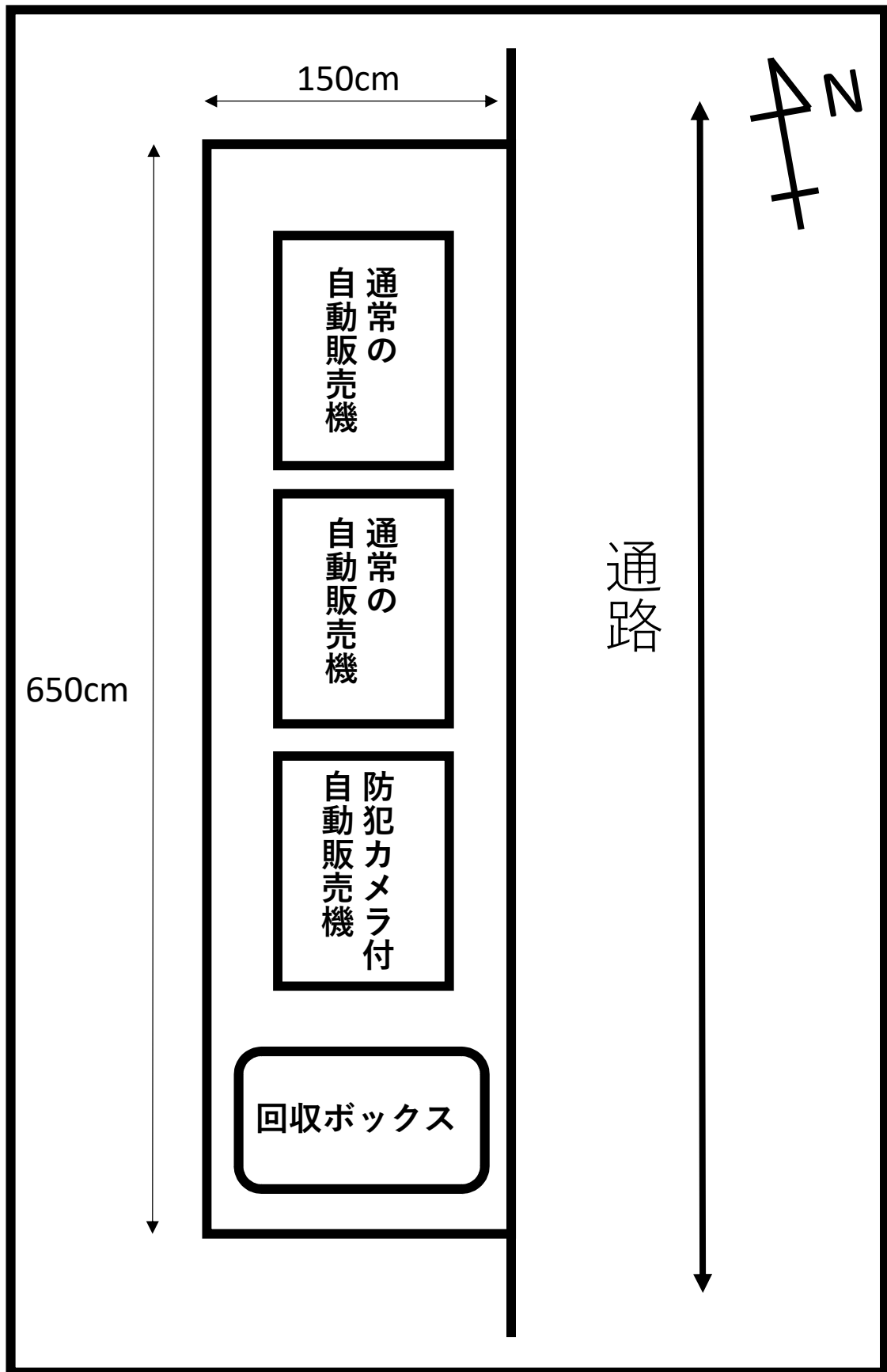


自動販売機設置位置

西宮市北山緑化植物園
西宮市緑の相談所

休

設置位置拡大図



備考：最も南側の1台は防犯カメラ付の自動販売機とする。
納付率の高い事業者から設置場所を選択する。